

その他(1)資料

令和6年度大気汚染状況
常時監視結果について

大気水質保全課

令和6年度大気汚染状況の常時監視結果について

大気汚染防止法第22条及びダイオキシン類対策特別措置法第26条の規定により実施した令和6年度の大気汚染状況の常時監視結果の概要は、次のとおりである。

1 大気汚染物質（二酸化いおう等6物質）に係る常時監視結果

【測定項目】

環境基準が設定されている6物質

【測定地点】

- 一般環境大気測定局^{*1}（一般局）：10局
- 自動車排出ガス測定局^{*2}（自排局）：2局

^{*1} 一般的な生活空間における大気汚染の状況を把握するための測定局

^{*2} 自動車排出ガスによる大気汚染の影響を確認するための測定局

【測定結果】

（1）環境基準の達成状況

全ての測定局において、光化学オキシダントを除き、環境基準を達成した。

表1 令和6年度大気汚染に係る環境基準の達成状況

	二酸化いおう	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント
環境基準	1時間値の一日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が0.1ppm以下であること。	1時間値の一日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の一日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、一日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	1時間値の一日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。
測定局数	3	2	10	11	11	10
達成測定局	甲府穴切、大月、吉田	甲府市役所自排、国母自排	甲府穴切、大月、上野原、吉田、南部、南アルプス、東山梨、韋崎、甲府市役所自排、国母自排	甲府穴切、大月、上野原、笛吹、吉田、南部、南アルプス、東山梨、韋崎、甲府市役所自排、国母自排	甲府穴切、大月、上野原、笛吹、吉田、南部、都留、南アルプス、東山梨、韋崎、甲府市役所自排	
非達成測定局						甲府穴切、大月、上野原、笛吹、吉田、南部、都留、南アルプス、東山梨、韋崎
評価方法	長期的評価	長期的評価	長期的評価	長期的評価	長期的評価	短期的評価
環境基準達成状況	3局中3局	2局中2局	10局中10局	11局中11局	11局中11局	10局中0局

【評価方法】（詳細は資料1、2を参照）

（1）短期的評価

測定を行った日についての1時間値の1日平均値若しくは8時間平均値又は各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。

（2）長期的評価

① 二酸化いおう、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、非達成と評価する。

② 二酸化窒素

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値を環境基準と比較して評価を行う。

③ 微小粒子状物質

1年間の測定を通じて得られた1年平均値、かつ、1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値を環境基準と比較して評価を行う。

- 国の事務処理基準において「年間にわたる測定結果を長期的に観察した上で評価を行う場合は、長期的評価を行う」とされている。

（2）汚染物質ごとの概要（測定結果の詳細は資料を参照）

①二酸化いおう (SO₂)

全局で環境基準を達成した。年平均値は概ね横ばいで推移している（資料4）。

②一酸化炭素 (CO)

全局で環境基準を達成した。直近10年の年平均値は横ばいで推移している（資料4）。

③浮遊粒子状物質 (SPM)

全局で環境基準を達成した。年平均値は概ね減少傾向で推移している（資料5）。

④微小粒子状物質 (PM2.5)

平成22年度に測定を開始しており、一般局では27年度以降、自排局では28年度以降全局で環境基準を達成している。直近5年間の年平均値は横ばいで推移している（資料6）。

また、令和6年度は、微小粒子状物質 (PM2.5) 注意喚起予報等の発令は無かった。

⑤二酸化窒素 (NO₂)

全局で環境基準を達成した。年平均値は概ね減少傾向で推移している（資料7）。

⑥光化学オキシダント (O_x)

令和6年度も全局において環境基準を達成できなかった。なお、全国の環境基準達成状況も極めて低い水準（令和5年度の一般局の達成率：0.1%）である。

昼間（5時～20時）の日最高1時間値の年平均値の経年推移を見ると、直近10年は概ね横ばいで推移している（資料8）。

また、令和6年度は、光化学スモッグ注意報等の発令は無かった（資料9、10）。

なお、本県の場合、光化学オキシダントの高濃度の主原因是、県外からの移流である。

⑦微小粒子状物質 (PM2.5) の成分分析結果

平成25年度から微小粒子状物質の成分分析を実施している。令和6年度は、国母自動車排ガス測定局、南アルプス測定局で実施し、いずれもOCやSO₄²⁻、NH₄⁺等の二次粒子^{（注）}が高い割合を占めた（資料12）。

また、広域的な発生源対策を検討するため、微小粒子状物質・光化学オキシダント調査会議（関東及びその周辺10都県及び7政令市で構成される組織。以下「調査会議」という。）と成分分析結果を共有し発生源寄与割合等を調査している。南アルプス局の成分分析結果は、本年度の調査会議において解析する。

令和5年度（韋崎局）の発生源寄与割合の調査結果は、全季節（春夏秋冬）を通じて二次粒子が高くなる傾向が見られ、関東及びその周辺の地点の傾向と同様であった。

（注）二次粒子 発生源から直接発生される物質が、大気中で反応して二次的に発生する粒子

2 有害大気汚染物質（ダイオキシン類を除く）の常時監視結果

有害大気汚染物質とは、継続的に摂取される場合に、人の健康を損なうおそれがあり、大気汚染の原因となる物質（大気汚染防止法第2条第16項において規定）をいう。

【測定項目】

- 環境基準項目：4物質
- その他の項目：18物質（うち指針値が設定されている項目は11物質）

【測定地点】

- 全国標準監視地点^{*3}：甲府穴切、吉田
- 地域特設監視地点^{*4}：大月、韮崎、南アルプス、東山梨、
甲府市役所自排、国母自排

*3 全国的な視点を踏まえ、全ての優先取組物質の大気環境の全般的な状況とその経年変化の把握を目的に選定される測定地点

*4 地域的な視点を踏まえ、発生源の状況を勘査し、それらの人の健康への影響が懸念される場所の監視等、地域の実情に応じた目的で選定される測定地点

【測定結果】

（1）環境基準の達成状況

全ての項目、地点において環境基準を達成した。

表2 令和6年度有害大気汚染物質に係る環境基準の達成状況

	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境基準	1年平均値が <u>0.003mg/m³</u> 以下 であること	1年平均値が <u>0.13mg/m³</u> 以下 であること	1年平均値が <u>0.2mg/m³</u> 以下 であること	1年平均値が <u>0.15mg/m³</u> 以下 であること
測定地点数	8（甲府穴切、吉田、大月、韮崎、南アルプス、東山梨、甲府市役所自排、国母自排）			
環境基準達成状況	8地点中8地点			
県内平均値 ^{*1}	0.00068	(0.00016)	(0.000048)	0.0011
濃度範囲 ^{*2}	0.00053～ 0.00091	<0.000018～ 0.00044	<0.000015～ 0.00017	0.00075～ 0.0015

*1 県内平均値：各測定地点の年平均値の算術平均値。

（単位：mg/m³）

*2 濃度範囲：各測定地点の年平均値の最小値～最大値。

*3 “()”は、定量下限値未満“<”は、検出下限値未満であることを示す。

環境基準設定項目の概要（測定結果の詳細は資料14, 15を参照）

① ベンゼン

年平均値は減少傾向で推移しており、直近5年の年平均値は極めて低い値で推移している（資料15）。

② トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン

年平均値は環境基準値を十分下回り、直近10年の年平均値はトリクロロエチレンとジクロロメタンは概ね減少傾向で、テトラクロロエチレンは極めて低い値で推移している（資料15）。

（2）指針値※設定項目等の概要（測定結果の詳細は資料14, 15を参照）

指針値が定められているアクリロニトリル等11物質は、いずれも指針値を下回っていた。

また、環境基準や指針値が設定されていないトルエン等7物質については、今後も測定を継続し、データの集積に努めることとする。

※ 指針値とは、健康リスクの低減を図るために国が設定した環境目標値

表3 令和6年度アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー等に係る測定結果

	アクリロニトリル	塩化ビニルモノマー	クロロホルム	1,2-ジクロロエタン	1,3-ブタジエン	塩化メチル
指針値	年平均値が <u>2μg/m³</u> 以下	年平均値が <u>10μg/m³</u> 以下	年平均値が <u>18μg/m³</u> 以下	年平均値が <u>1.6μg/m³</u> 以下	年平均値が <u>2.5μg/m³</u> 以下	年平均値が <u>94μg/m³</u> 以下
測定地点数	8（甲府穴切、吉田、大月、韮崎、南アルプス、東山梨、甲府市役所自排、国母自排）					
指針値達成状況	8地点中8地点					
県内平均値 ^{*1}	<0.015	(0.024)	(0.077)	(0.094)	(0.048)	1.1
濃度範囲 ^{*2}	<0.010～ <0.022	0.0097～ (0.039)	<0.020～ 0.17	(0.066)～ 0.13	<0.016～ 0.11	1.1～ 1.2

	アセトアルデヒド	水銀及びその化合物	ニッケル化合物	ヒ素及びその化合物	マンガン及びその化合物
指針値	年平均値が <u>120μg/m³</u> 以下	年平均値が <u>0.04μg Hg/m³</u> 以下	年平均値が <u>0.025μg Ni/m³</u> 以下	年平均値が <u>0.006μg As/m³</u> 以下	年平均値が <u>0.14μg Mn/m³</u> 以下
測定地点数	4（甲府穴切、吉田、甲府市役所自排、国母自排）				
指針値達成状況	4地点中4地点				
県内平均値 ^{*1}	1.9	0.0014	0.00082	0.00041	0.0053
濃度範囲 ^{*2}	1.4～ 2.2	0.0014	0.00076～ 0.00088	0.00038～ 0.00044	0.0049～ 0.0056

	トルエン	ホルムアルデヒド	ベンゾ[a]ピレン	クロム及び三価クロム化合物 ^{*4}	六価クロム化合物 ^{*4}	酸化エチレン	ペリリウム及びその化合物
指針値	—	—	—	—	—	—	—
測定地点数	8（甲府穴切、吉田、大月、韮崎、南アルプス、東山梨、甲府市役所自排、国母自排）					2（甲府穴切、吉田）	
指針値達成状況	4（甲府穴切、吉田、大月、韮崎、南アルプス、東山梨、甲府市役所自排、国母自排）					2地点中2地点	
県内平均値 ^{*1}	3.8	2.7	0.000063	0.00074	0.00011	0.052	0.000032
濃度範囲 ^{*2}	1.3～ 7.6	2.1～ 3.2	0.000051～ 0.000088	0.00066～ 0.00082	0.00011	0.047～ 0.057	0.000031～ 0.000033

*1 県内平均値：各測定地点の年平均値の算術平均値。

（単位：μg/m³）

*2 濃度範囲：各測定地点の年平均値の最小値～最大値。

*3 “()”は、定量下限値未満“<”は、検出下限値未満であることを示す。

*4 令和6年度から、「クロム及びその化合物」は、「クロム及び三価クロム化合物」と「六価クロム化合物」として測定。

3 有害大気汚染物質（ダイオキシン類）の常時監視結果

全ての地点において環境基準を達成した（測定結果の詳細は資料16を参照）。

表4 令和6年度ダイオキシン類に係る環境基準の達成状況

	測定値		環境基準達成状況
	平均値	濃度範囲	
ダイオキシン類	0.017	0.0057～0.044	0.6以下 2地点中2地点

（単位：pg-TEQ/m³）

資 料

- ① 大気の汚染に係る環境基準と評価方法・・・・・・ 資 1～資 2
- ② 令和 6 年度大気汚染状況常時監視測定結果・・・・・・ 資 3～資 8
- ③ オキシダントに係る緊急時の措置状況・・・・・・ 資 9～資 10
- ④ 浮遊粒子状物質の長期的評価による
環境基準の年度別達成状況・・・・ 資 11
- ⑤ 微小粒子状物質 (PM2.5)
成分分析調査・・・・・・ 資 11～資 12
- ⑥ 有害大気汚染物質の測定地点及び測定物質・・・・・・ 資 13
- ⑦ 令和 6 年度有害大気汚染物質等の測定結果・・・・ 資 14～資 15
- ⑧ 令和 6 年度ダイオキシン類の測定結果・・・・・・ 資 16

① 大気の汚染に係る環境基準と評価方法

ア 環境基準

環境基本法第 16 条第 1 項の規定により、政府は、大気の汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとされており、その基準は次のとおりである。

項目	環境基準
二酸化いおう(SO ₂)	1 時間値の一日平均値が 0.04 ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1 ppm 以下であること。
一酸化炭素(CO)	1 時間値の一日平均値が 10 ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20 ppm 以下であること
浮遊粒子状物質(SPM)	1 時間値の一日平均値が 0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質(PM2.5)	1 年平均値が 15 µg/m ³ 以下であり、かつ、一日平均値が 35 µg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント(Ox)	1 時間値が 0.06 ppm 以下であること。
二酸化窒素(NO ₂)	1 時間値の一日平均値が 0.04 ppm から 0.06 ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。

イ 評価方法

(ア) 短期的評価

(i) 二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント

測定を行った日についての 1 時間値の一日平均値若しくは 8 時間平均値又は各 1 時間値を環境基準と比較して評価を行う。

(イ) 長期的評価

(i) 二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質

1 年間の測定を通じて得られた一日平均値のうち、高い方から数えて 2% の範囲にある測定値を除外した後の最高値（一日平均値の年間 2%除外値）を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合には非達成と評価する。

例えば、年間の有効測定日が 335 日であるとすると、その 2% は 6.7 日となり、小数点以下を四捨五入して、最高濃度日から 7 番目までは除外し、8 番目に高い日平均値が 2%除外値にあたる。

(ii) 微小粒子状物質

微小粒子状物質の曝露濃度分布全体を平均的に低減する意味での長期基準と、曝露濃度分布のうち高濃度の出現を減少させる意味での短期基準の両者について、長期的評価を行うものとする。

なお、評価は測定局ごとに行うこととし、環境基準達成・非達成の評価については、長期基準に関する評価と短期基準に関する評価を各々行った上で、両方を満足した局について、環境基準が達成されたと判断する。

- ・短期基準に関する評価

測定結果の1日平均値のうち年間98パーセンタイル値を代表値として選択して、これを短期基準（1日平均値）と比較する。

- ・長期基準に関する評価

測定結果の1年平均値を長期基準（1年平均値）と比較する。

(iii) 二酸化窒素

1年間の測定を通じて得られた一日平均値のうち、低い方から数えて98%目にあたる測定値（一日平均値の年間98%値）を環境基準と比較して評価を行う。

例えば、年間の有効測定日が335日であったとすると、その98%値は328.3日となり小数点以下を四捨五入し、低い濃度日から328番目の日平均値が年間98%値にあたる。

(ウ) 評価方法

国の事務処理基準において、「年間にわたる測定結果を長期的に観察したうえで評価を行う場合は、長期的評価を行う」とされていることから、次のとおり評価している。

項目	評価方法
光化学オキシダント	短期的評価
二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、 微小粒子状物質、二酸化窒素	長期的評価

② 令和6年度大気汚染状況常時監視測定結果

ア 測定状況

表1 令和6年度における大気汚染状況常時監視測定局の設置場所及び測定項目

測定局名	設置場所	用途地域	環境基準項目						補助項目	有害物質	
			SO ₂	CO	SPM	PM2.5	NO ₂	Ox	NMHC	WDWS	
一般環境大気測定局	甲府穴切	甲府市宝2-8-19	甲府市役所西庁舎	住	○		○	○	○	○	○
	大月	大月市大月町花咲1608-3	富士・東部建設事務所	住	○		○	○	○	○	□
	上野原	上野原市上野原3832	上野原市役所	住			○	○	○	○	○
	笛吹	笛吹市石和町上平井1047-1	高等支援学校桃花台学園(旧かえで支援学園分教室)	未				○	○	○	
	吉田	富士吉田市上吉田1-2-5	富士吉田合同庁舎	住	○		○	○	○	○	○
	南部	南巨摩郡南部町南部9103-3	戸栗川橋北詰横	未			○	○	○	○	
	南アルプス	南アルプス市鏡中條1642-2	若草健康センター	未			○	○	○	○	□
	都留	都留市田原2-1204	南都留合同庁舎職員駐車場内	住					○	○	○
	東山梨	甲州市塩山上塩後1239-1	東山梨合同庁舎	未			○	○	○	○	□
	韮崎	韮崎市本町4-2-4	北巨摩合同庁舎	住			○	○	○	○	□
自排局	甲府市役所自排	甲府市丸の内1-18-1	甲府市役所	商		○	○	○	○		△
	国母自排	甲府市国母6-5-1	甲府市地方卸売市場	商		○	○	○			△

(備考) SO₂:二酸化いおう、CO:一酸化炭素、SPM:浮遊粒子状物質、PM2.5:微小粒子状物質、

NO₂:二酸化窒素、Ox:光化学オキシダント、NMHC:非メタン炭化水素、WDWS:風向風速

一般環境大気測定局 :一般環境大気の汚染状況を常時監視する測定局

自動車排出ガス測定局(自排局)

:自動車走行による排出物質に起因する大気汚染の考えられる交差点、
道路及び道路端付近の大気を対象とした汚染状況を常時監視する測定局

有害物質:①ベンゼン、②トリクロロエチレン、③テトラクロロエチレン、④ジクロロメタン、
⑤アクリロニトリル、⑥塩化ビニルモノマー、⑦クロロホルム、⑧1,2-ジクロロエタン、
⑨1,3-ブタジエン、⑩塩化メチル、⑪トルエン、⑫水銀及びその化合物、⑬ニッケル化合物、
⑭ヒ素及びその化合物、⑮マンガン及びその化合物、⑯アセトアルデヒド、
⑰クロム及び三価クロム化合物、⑱六価クロム化合物、⑲酸化エチレン、
⑳ペリリウム及びその化合物、㉑ベンゾ[a]ピレン、㉒ホルムアルデヒド

(○:①~㉑の物質を測定、□:①~㉑の物質を測定、△:①~⑪、⑯、㉑、㉒の物質を測定)

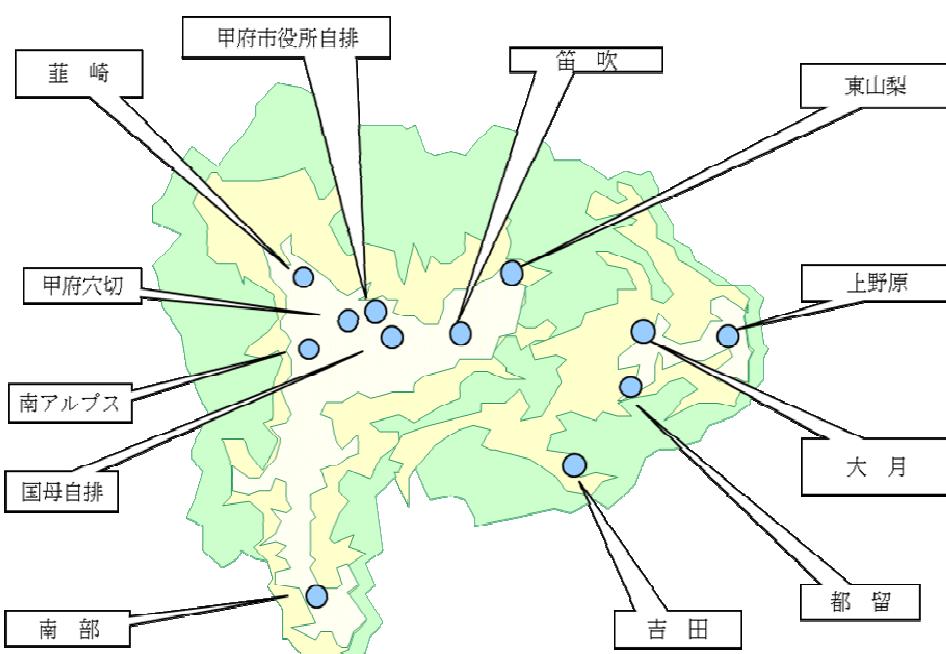


図1 大気汚染状況常時監視測定局の配置

イ 汚染物質ごとの測定結果

二酸化いおう(SO₂)

測定局	有効測定日数と測定時間		年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合	日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合	1時間値の最高値	日平均値の年間2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数		
	日	時間								有:x 無:○	日
甲府穴切	363	8660	0.000	0	0.0	0	0.0	0.003	0.001	○	0
大月	363	8652	0.000	0	0.0	0	0.0	0.003	0.001	○	0
吉田	363	8655	0.000	0	0.0	0	0.0	0.007	0.001	○	0

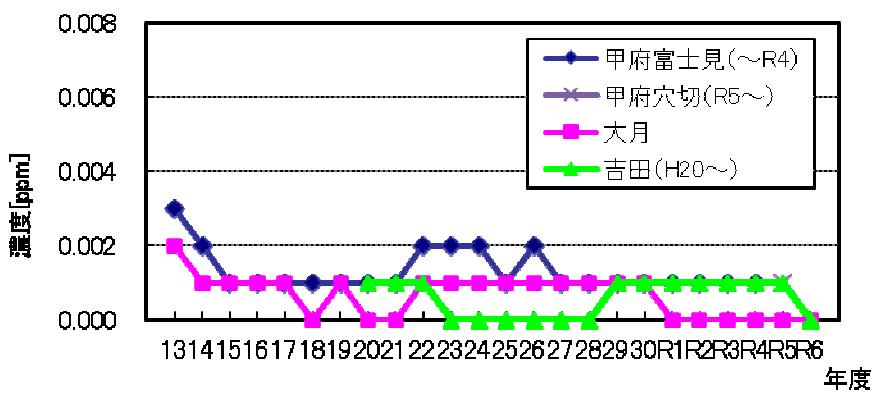


図2 二酸化いおう濃度の年平均値の経年変化

一酸化炭素(CO)

測定局	有効測定日数と測定時間		年平均値	8時間値が20ppmを超えた回数とその割合	日平均値が10ppmを超えた日数とその割合	1時間値が30ppm以上となったことがある日数とその割合	1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数	
	日	時間									
甲府市役所自排	360	8600	0.3	0	0	0	0	0.0	1	0.5	○
国母自排	363	8660	0.3	0	0	0	0	0.0	1.4	0.5	○

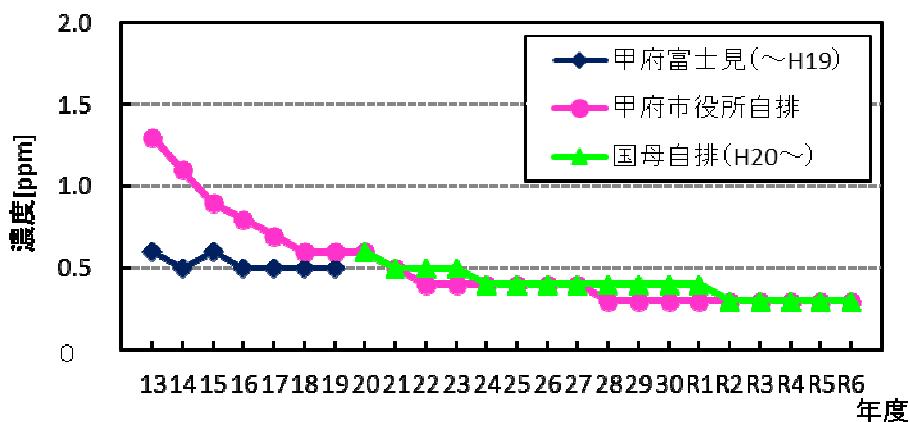


図3 一酸化炭素濃度の年平均値の経年変化

浮遊粒子状物質(SPM)

測定局	有効測定日数 と測定時間		年平均値	1時間値が 0.20mg / m ³ を 超えた時間数 とその割合		日平均値が 0.10mg / m ³ を 超えた日数と その割合		1時間値 の最高値	日平均値の 年間2%除外 値	日平均値が 0.10mg/ m ³ を超えた日が 2日以上連続 したことの有 無	環境基準の 長期的評価 による日平均 値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数
				日	時間	mg/m ³	時間			有:x 無:○	
甲府穴切	363	8722	0.015	0	0.0	0	0.0	0.102	0.035	○	0
甲府市役所自排	363	8716	0.012	0	0.0	0	0.0	0.099	0.029	○	0
国母自排	363	8721	0.012	0	0.0	0	0.0	0.096	0.028	○	0
大月	362	8690	0.016	0	0.0	0	0.0	0.084	0.038	○	0
上野原	363	8717	0.011	0	0.0	0	0.0	0.082	0.030	○	0
吉田	362	8698	0.011	0	0.0	0	0.0	0.084	0.028	○	0
南部	363	8712	0.012	0	0.0	0	0.0	0.135	0.031	○	0
南アルプス	360	8673	0.012	0	0.0	0	0.0	0.095	0.031	○	0
東山梨	363	8716	0.012	0	0.0	0	0.0	0.173	0.032	○	0
韮崎	363	8712	0.011	0	0.0	0	0.0	0.090	0.027	○	0

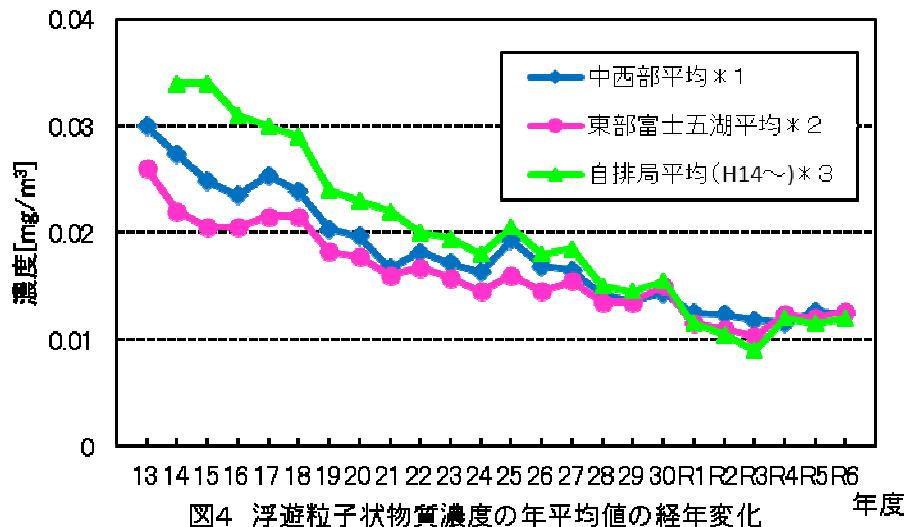


図4 浮遊粒子状物質濃度の年平均値の経年変化 年度

* 1 中西部 甲府穴切、笛吹※、南部、南アルプス、東山梨及び韮崎局

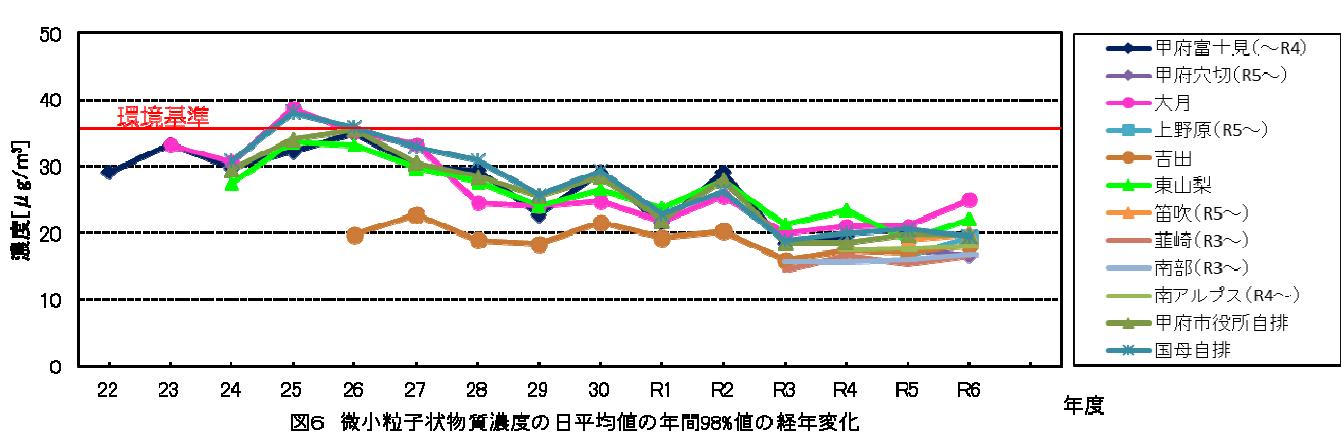
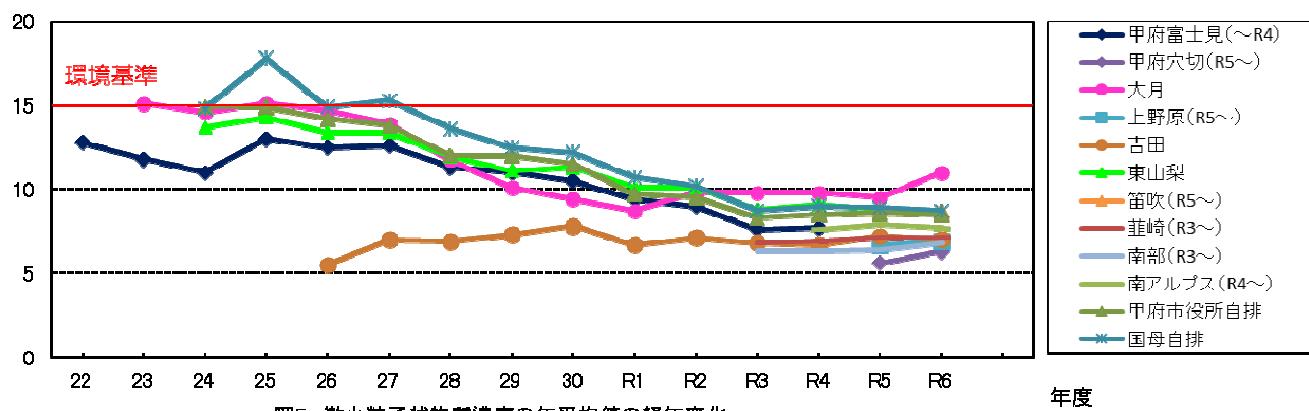
* 2 東部富士五湖 大月、上野原、吉田及び都留※局

* 3 自排局 甲府市役所自排及び国母自排局

※ 大気の汚染の状況の常時監視に関する事務処理基準に従い、設置基数を見直し、令和3年度、浮遊粒子状物質測定器を廃止

微小粒子状物質(PM2.5)

測定局	有効測定日数と測定時間		年平均値 μ g/m ³	1時間値の最高値 μ g/m ³	日平均値の最高値 μ g/m ³	日平均値の年間98%値 μ g/m ³	日平均値が35 μ g /m ³ を超えた日数とその割合	
	日	時間					日	%
甲府穴切	361	8682	6.3	95	26.8	16.6	0	0.0
甲府市役所自排	361	8671	8.5	92	29.4	19.6	0	0.0
国母自排	361	8667	8.7	85	35.2	19.4	0	0.0
大月	362	8682	11.0	60	36.0	25.0	1	0.3
上野原	363	8713	6.9	62	35.4	19.3	1	0.3
笛吹	361	8673	8.7	72	28.8	19.8	0	0.0
吉田	357	8609	7.0	65	34.5	18.1	0	0.0
南部	363	8714	6.8	117	52.6	16.8	1	0.3
南アルプス	360	8670	7.7	57	31.0	18.0	0	0.0
東山梨	363	8701	8.7	197	52.3	22.1	1	0.3
韋崎	363	8707	7.1	74	30.0	16.6	0	0.0



二酸化窒素(NO_2)

測定局	有効測定日数 と測定時間		年平均値	1時間値 の最高値	1時間値が 0.2 ppmを超 えた時間数と その割合			1時間値が 0.1 ppm以上 0.2 ppm以下 の時間数とそ の割合		日平均値が 0.06 ppmを 超えた日数と その割合		日平均値の 年間98%値	98%値評価 による日平均 値が0.06 ppm を超えた日数	
	日	時間			ppm	ppm	時間	%	時間	%	日	%		
甲府穴切	363	8661	0.006	0.040	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.018	0
甲府市役所自排	332	7972	0.008	0.042	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.019	0
大月	363	8665	0.007	0.036	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.017	0
上野原	361	8627	0.005	0.037	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.010	0
笛吹	362	8645	0.006	0.035	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.014	0
吉田	363	8659	0.004	0.040	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.010	0
南部	351	8491	0.003	0.011	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.005	0
南アルプス	360	8616	0.005	0.031	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.013	0
都留	313	7508	0.005	0.028	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.010	0
東山梨	363	8658	0.004	0.032	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.008	0
韮崎	363	8653	0.005	0.030	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.012	0

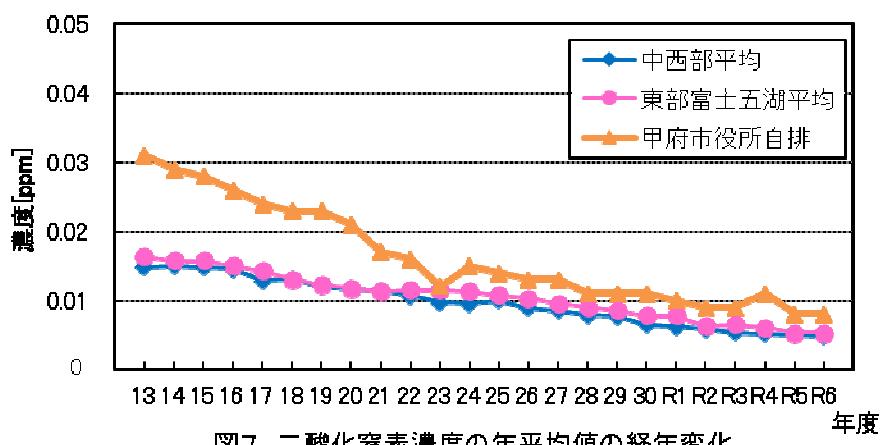
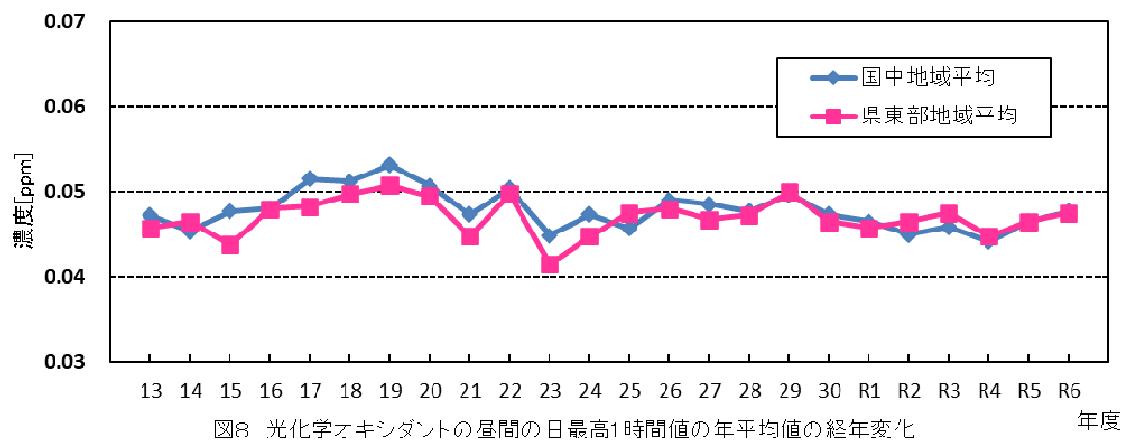


図7 二酸化窒素濃度の年平均値の経年変化

光化学オキシダント(O_x)

測定局	昼間の測定日数と測定時間		昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の年平均値
	日	時間		ppm	日	時間	日	時間	
甲府穴切	365	5428	0.038	81	433	0	0	0.082	0.051
大月	365	5422	0.030	78	330	0	0	0.102	0.048
上野原	365	5424	0.033	105	523	0	0	0.113	0.051
笛吹	365	5411	0.034	58	261	0	0	0.080	0.048
吉田	365	5419	0.035	30	123	0	0	0.081	0.044
南部	365	5423	0.033	77	329	0	0	0.083	0.047
南アルプス	362	5358	0.035	55	237	0	0	0.075	0.047
都留	364	5413	0.034	72	346	0	0	0.099	0.047
東山梨	364	5402	0.035	56	256	0	0	0.087	0.048
韮崎	365	5418	0.033	35	149	0	0	0.074	0.045



③ オキシダントに係る緊急時の措置状況

令和6年度は大気汚染防止法第23条に基づく「光化学スモッグ注意報等」の発令はなかった。

ア オキシダントに係る緊急時における発令基準

項目	基準
予 報 (県要綱)	オキシダント濃度の1時間値が0.12 ppm以上になることが予想され、当該状態が更に悪化することが予想されるとき
注 意 報 (大気汚染防止法)	オキシダント濃度の1時間値が0.12 ppm以上となり、気象条件からみて、その状態が継続すると認められるとき
警 報 (県要綱)	オキシダント濃度の1時間値が0.24 ppm以上となり、気象条件からみて、その状態が継続すると認められるとき
重大警報 (大気汚染防止法)	オキシダント濃度の1時間値が0.40 ppm以上となり、気象条件からみて、その状態が継続すると認められるとき

イ 過去の注意報発令日数

年度\地域	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
上野原地域	4	4	7	12	14	3	2											3	2	1		
大月地域	2	1	3	4	4	3	1	11	2	2	3	6	1	1	1	2	1	1	1			
都留地域		1					1					2	1						1			
吉田地域																						
吉田・南都留西地域※2																		1				
東山梨地域								1														
笛吹地域																						
甲府地域		1																				
韮崎地域		1																				
南アルプス地域		1						1														
駿南南部地域	1	1	3		3	2	1															
発令延日数	5	5	9	12	15	4	3	11	2	2	3	6	1	1	1	2	1	0	3	2	1	0
健康被害者届出数																						
全国発令日数	108	189	185	177	220	144	123	182	82	53	106	83	101	46	87	80	99	45	29	41	45	77

※1発令延日数は同日に2ヶ所以上で発令しても1日と数える。

※2「吉田・南都留西地域」は、令和3年度に開始した移動測定局に係る臨時の地域(当該地域は、令和3年度のみ)。

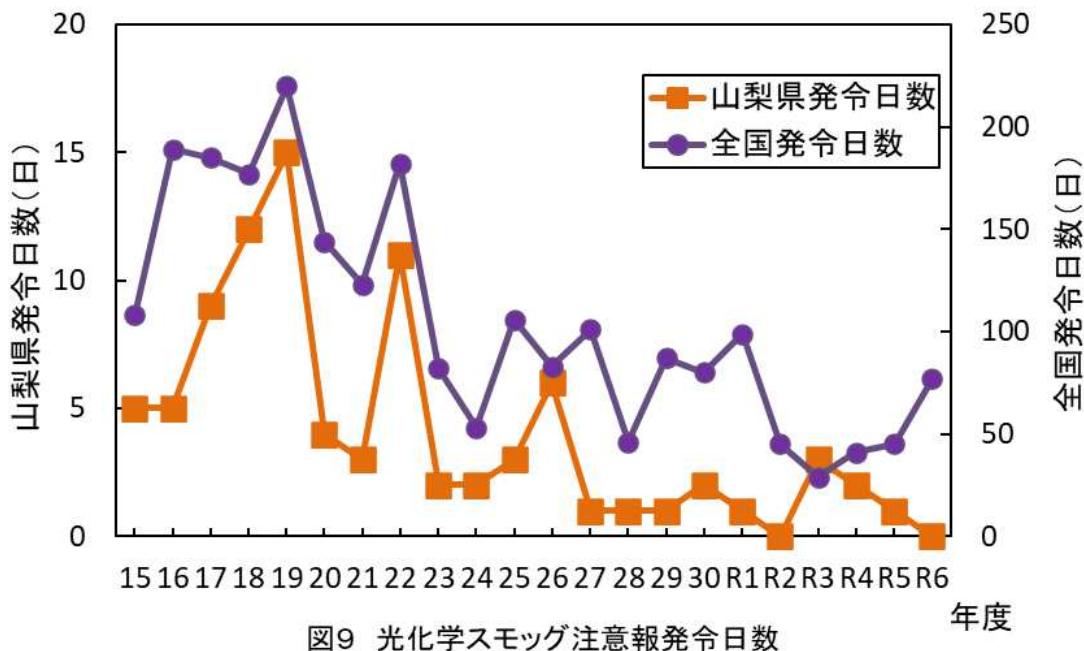


図9 光化学スモッグ注意報発令日数

④ 浮遊粒子状物質の長期的評価による環境基準の年度別達成状況

局\年度	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5	R6			
甲府富士見(～R4)	×	×	×	×	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
甲府穴切(R5～)																														○	○						
大月	×	×	○	×	○	○	(○)	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
笛吹												○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
韮崎											○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
甲府市役所自排										○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
吉田										○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
南部										○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
東山梨										○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
上野原										○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
都留										○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
南アルプス										○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
国母自排																○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

*1 ×に下線が付されたものは、日平均値が2日連続して環境基準（0.10mg/m³）を超過したことにより、環境基準非達成となったことを示す。

*2 ()は、有効測定期ではないため、参考として環境基準と比較した場合の状況を示す。

*3 令和3年度、笛吹局と都留局の浮遊粒子状物質測定器を廃止（大気の汚染の状況の常時監視に関する事務処理基準に従い、設置基数を見直したもの）。

⑤ 微小粒子状物質(PM2.5)成分分析調査

ア 測定期間

調査地点	調査期間（採取期間）	捕集時間
国母自排局 南アルプス局	春季：令和6年5月9日から令和6年5月22日 (南アルプス局：令和6年5月9日から5月17日 及び令和6年5月20日から24日*) 夏季：令和6年7月18日から令和6年7月31日 秋季：令和6年10月17日から令和6年10月30日 冬季：令和7年1月16日から令和7年1月29日	1日（24時間） ×14日

* 令和6年5月18日及び19日は停電により欠測したため終期を2日延長

イ 測定項目

イオン成分 (8成分)	硫酸イオン(SO ₄ ²⁻)、硝酸イオン(NO ₃ ⁻)、塩化物イオン(Cl ⁻)、ナトリウムイオン(Na ⁺)、カリウムイオン(K ⁺)、カルシウムイオン(Ca ²⁺)、マグネシウムイオン(Mg ²⁺)、アンモニウムイオン(NH ₄ ⁺)
無機成分 (30成分)	ナトリウム(Na)、アルミニウム(Al)、ケイ素(Si)、カリウム(K)、カルシウム(Ca)、スカンジウム(Sc)、チタン(Ti)、バナジウム(V)、クロム(Cr)、マンガン(Mn)、鉄(Fe)、コバルト(Co)、ニッケル(Ni)、銅(Cu)、亜鉛(Zn)、ヒ素(As)、セレン(Se)、ルビジウム(Rb)、モリブデン(Mo)、アンチモン(Sb)、セシウム(Cs)、バリウム(Ba)、ランタン(La)、セリウム(Ce)、サマリウム(Sm)、ハフニウム(Hf)、タンクステン(W)、タンタル(Ta)、トリウム(Th)、鉛(Pb)
炭素成分	有機炭素(OC)、元素状炭素(EC)

ウ 令和6年度の調査結果

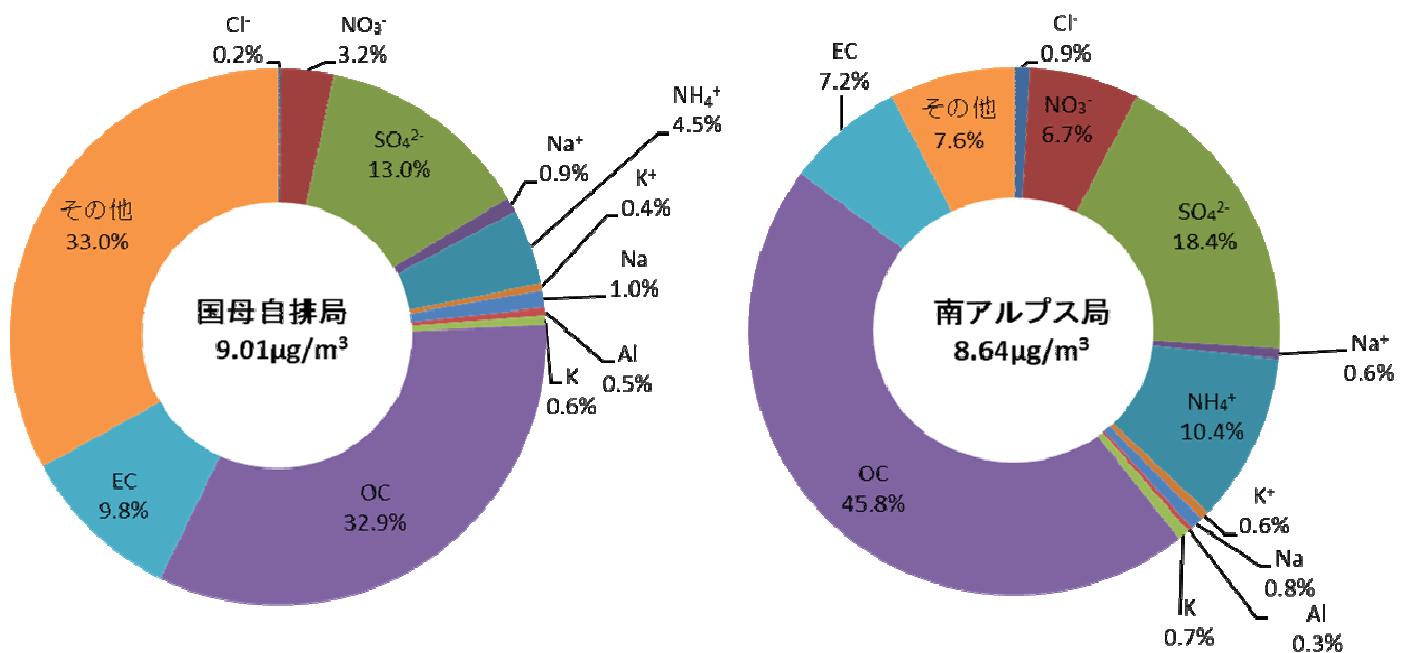


図 10 国母自排局・南アルプス局における PM2.5 の成分割合

凡例

SO₄²⁻:硫酸イオン、NH₄⁺:アンモニウムイオン、Na⁺:ナトリウムイオン、K⁺:カリウムイオン、Na:ナトリウム
Al:アルミニウム、K:カリウム、NO₃⁻:硝酸イオン、Cl⁻:塩化物イオン、OC:有機炭素、EC:元素状炭素

エ 主な発生源

区分	物質	主な発生源
一次粒子	アルミニウム、カルシウム等	土壤
	バナジウム、ニッケル等	石油燃焼
	鉄、アルミニウム、ヒ素等	石炭燃焼
	カルシウム等	セメント工業
	EC、OC 等	ディーゼル車
	ナトリウム等	海洋
二次粒子	SO ₄ ²⁻	燃焼由来(燃焼や火山からの SO ₂ の変化)
	NO ₃ ⁻	燃焼由来(NO _x の変化)
	NH ₄ ⁺	家畜、土壤等由来(NH ₃ の変化)
	Cl ⁻	燃焼由来(HClの変化)
	OC	燃焼、VOC、HC 等由来

⑥ 有害大気汚染物質等の測定地点及び測定物質

	測 定 地 点	測 定 物 質	備 考
全国標準監視地点 (全国的な視点を踏まえ、全ての優先取組物質の大気環境の全般的な状況とその経年変化の把握を目的に選定される測定地点)	甲府穴切局 吉田局	ベンゼン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロメタン アクリロニトリル 塩化ビニルモノマー クロロホルム 1,2-ジクロロエタン 1,3-ブタジエン 塩化メチル トルエン 水銀及びその化合物* ニッケル化合物* ヒ素及びその化合物* マンガン及びその化合物* アセトアルデヒド** クロム及び三価クロム化合物* 六価クロム化合物* 酸化エチレン* ベリリウム及びその化合物* ベンゾ[a]ピレン* ホルムアルデヒド*	測定頻度： 月 1回、年 12回 * 甲府穴切局及び吉田局のみで測定 ※ 甲府穴切局及び吉田局、甲府市役所自排、国母自排で測定
地域特設監視地点 (地域的な視点を踏まえ、発生源の状況を勘案し、それらの人の健康への影響が懸念される場所の監視等、地域の実情に応じた目的で選定される測定地点)	大月局 韮崎局 南アルプス局 東山梨局 甲府市役所自動車排ガス局 国母自動車排ガス局		

⑦ 令和6年度有害大気汚染物質等の測定結果

令和6年度有害大気汚染物質等測定結果(山梨県)

単位:水銀及びその化合物、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、マンガン及びその化合物、クロム及び三価クロム化合物、六価クロム化合物、ベリリウム及びその化合物、ベンゾ[a]ピレンは、ng/m³、その他はμg/m³

NO.	測定項目	測定局名	測定回数	令和6年度測定結果		環境基準等	過去の測定結果					全国結果	
				測定値 (年平均)	濃度範囲		R5年度	R4年度	R3年度	R2年度	R1年度		
					最小	最大							
1	ベンゼン	甲府穴切(R4~)	12	0.56	0.28	~ 1.5	3	0.69	0.55	0.94	0.65	0.68	0.73
		吉田	12	0.53	0.31	~ 0.81		0.72	0.56	0.71	0.65	0.68	
		大月	12	0.61	0.33	~ 1.0		0.66	0.67	0.80	0.72	0.68	
		韮崎	12	0.66	0.43	~ 1.1		0.84	0.74	0.99	0.86	0.72	
		南アルプス	12	0.67	0.34	~ 1.6		0.89	0.77	1.0	0.80	0.88	
		東山梨	12	0.91	0.56	~ 1.3		0.95	0.86	1.1	0.86	0.89	
		甲府市役所自排	12	0.70	0.38	~ 1.6		0.80	0.68	0.99	0.74	0.84	
2	トリクロロエチレン	国母自排	12	0.80	0.48	~ 1.7	130	0.91	0.78	1.2	0.90	1.0	0.91
		甲府穴切(R4~)	12	0.44	0.16	~ 2.3		0.52	0.84	1.4	0.74	0.98	
		吉田	12	<0.018	<0.013	~ <0.06		(0.061)	(0.13)	0.15	0.10	0.16	
		大月	12	<0.028	<0.013	~ (0.12)		(0.10)	(0.16)	0.17	0.15	0.26	
		韮崎	12	<0.051	<0.013	~ 0.21		0.18	0.35	0.42	0.18	0.21	
		南アルプス	12	(0.079)	<0.013	~ 0.21		0.24	0.34	0.44	0.30	0.29	
		東山梨	12	<0.035	<0.013	~ (0.15)		(0.12)	0.22	0.23	0.16	0.21	
3	テトラクロロエチレン	甲府市役所自排	12	0.31	0.12	~ 1.1	200	0.37	0.48	0.57	0.24	0.40	0.084
		国母自排	12	0.31	0.18	~ 0.76		0.32	0.45	0.45	0.29	0.47	
		甲府穴切(R4~)	12	0.046	0.025	~ 0.081		0.035	0.030	0.050	(0.019)	0.043	
		吉田	12	<0.015	<0.009	~ <0.04		<0.027	<0.031	<0.038	(0.067)	(0.090)	
		大月	12	<0.016	<0.009	~ <0.04		(0.032)	<0.037	(0.050)	(0.083)	0.12	
		韮崎	12	0.17	<0.028	~ 0.47		0.18	(0.20)	0.19	0.23	0.55	
		南アルプス	12	<0.015	<0.009	~ <0.04		(0.037)	<0.034	(0.045)	0.098	0.11	
4	ジクロロメタン	東山梨	12	<0.015	<0.009	~ <0.04	150	(0.031)	<0.031	<0.036	(0.066)	(0.089)	1.5
		甲府市役所自排	12	0.077	(0.037)	~ 0.14		0.079	0.065	0.12	0.11	0.11	
		国母自排	12	0.033	(0.021)	~ (0.047)		<0.010	<0.007	<0.018	<0.0053	0.029	
		甲府穴切(R4~)	12	1.2	0.51	~ 2.5		1.2	0.97	2.1	2.6	1.5	
		吉田	12	0.85	0.47	~ 1.9		0.93	1.1	1.3	0.89	1.0	
		大月	12	1.2	0.68	~ 2.4		2.2	1.7	2.7	1.9	2.5	
		韮崎	12	0.75	0.49	~ 1.8		1.4	1.1	1.2	1.0	1.1	
5	アクリロニトリル	南アルプス	12	1.0	0.44	~ 2.5	2 *	1.5	1.2	1.5	1.7	1.5	0.052
		東山梨	12	0.82	0.47	~ 1.8		1.1	1.2	0.93	0.80	0.92	
		甲府市役所自排	12	1.1	0.45	~ 1.8		1.2	1.1	1.2	0.94	1.5	
		国母自排	12	1.5	0.53	~ 5.2		1.5	1.2	1.5	1.1	1.9	
		甲府穴切(R4~)	12	0.011	<0.0004	~ 0.050		0.0028	<0.0058	(0.012)	<0.0017	0.0062	
		吉田	12	<0.022	<0.007	~ 0.12		<0.017	<0.016	(0.026)	(0.034)	(0.043)	
		大月	12	<0.019	<0.007	~ 0.092		<0.014	<0.013	(0.028)	(0.039)	(0.046)	
6	塩化ビニルモノマー	韮崎	12	<0.010	<0.007	~ <0.025	10 *	<0.016	<0.017	(0.025)	(0.031)	(0.043)	0.037
		南アルプス	12	<0.016	<0.007	~ (0.047)		<0.026	<0.021	(0.037)	(0.043)	0.057	
		東山梨	12	<0.020	<0.007	~ (0.049)		<0.033	<0.022	(0.043)	(0.036)	(0.047)	
		甲府市役所自排	12	0.012	<0.0004	~ 0.053		0.0035	<0.0079	(0.013)	<0.0017	0.0072	
		国母自排	12	0.013	<0.0004	~ 0.052		0.0046	<0.0076	(0.015)	<0.0017	0.0083	
		甲府穴切(R4~)	12	0.011	(0.0048)	~ 0.053		<0.0026	<0.0030	<0.0068	<0.0023	(0.0026)	
		吉田	12	(0.025)	<0.007	~ 0.21		<0.008	<0.008	(0.009)	(0.013)	(0.022)	
7	クロロホルム	大月	12	(0.033)	<0.007	~ 0.24	18 *	<0.008	<0.008	<0.009	(0.019)	(0.023)	0.24
		韮崎	12	(0.031)	<0.007	~ 0.16		<0.007	<0.007	<0.007	<0.011	<0.018	
		南アルプス	12	(0.028)	<0.007	~ 0.17		<0.008	<0.009	(0.010)	(0.018)	(0.028)	
		東山梨	12	(0.039)	<0.007	~ 0.31		<0.008	<0.008	<0.009	(0.013)	(0.022)	
		甲府市役所自排	12	0.012	<0.005	~ 0.058		<0.026	<0.028	<0.048	<0.0022	(0.0028)	
		国母自排	12	0.0097	<0.005	~ 0.037		<0.026	<0.029	<0.045	<0.0023	(0.0030)	
		甲府穴切(R4~)	12	0.16	0.12	~ 0.20		0.11	0.092	0.14	0.12	0.16	
8	1,2-ジクロロエタン	吉田	12	<0.020	<0.013	~ (0.060)	1.6 *	(0.11)	(0.10)	0.11	0.13	0.14	0.20
		大月	12	<0.026	<0.013	~ (0.064)		(0.11)	(0.11)	0.12	0.13	0.15	
		韮崎	12	<0.033	<0.013	~ (0.092)		0.12	(0.11)	0.12	0.14	0.15	
		南アルプス	12	<0.028	<0.013	~ (0.090)		0.12	(0.11)	0.13	0.15	0.16	
		東山梨	12	<0.030	<0.018	~ (0.061)		0.12	(0.11)	0.13	0.13	0.15	
		甲府市役所自排	12	0.17	0.12	~ 0.20		0.11	0.10	0.13	0.14	0.17	
		国母自排	12	0.15	0.11	~ 0.19		0.098	0.084	0.12	0.10	0.14	
9	1,3-ブタジエン	甲府穴切(R4~)	12	0.13	0.063	~ 0.19	2.5 *	0.076	0.043	0.20	0.19	0.10	0.074
		吉田	12	(0.072)	<0.016	~ (0.15)		0.11	(0.086)	0.11	0.14	0.14	
		大月	12	(0.071)	<0.016	~ (0.14)		(0.10)	(0.085)	0.10	0.13	0.12	
		韮崎	12	(0.068)	<0.016	~ (0.12)		0.11	(0.088)	0.11	0.13	0.14	
		南アルプス	12	(0.066)	<0.016	~ (0.11)		0.11	(0.088)	0.11	0.14	0.15	
		東山梨	12	(0.084)	<0.016	~ (0.15)		0.11	(0.095)	0.11	0.13	0.14	
		甲府市役所自排	12	0.13	0.066	~ 0.20		0.080	0.046	0.074	0.073	0.090	
10	塩化メチル	国母自排	12	0.13	0.069	~ 0.18	94 *	0.080	0.044	0.073	0.072	0.093	1.4
		甲府穴切(R4~)	12	1.2	1.0	~ 1.6		0.044	0.021	0.065	0.034	0.039	
		吉田	12	1.1	0.95	~ 1.3		0.077	(0.034)	0.045	0.050	0.066	
		大月	12	1.2	1.1	0.93 ~ 1.4		(0.034)	<0.028	0.038	0.051	0.053	
		韮崎	12	1.1	0.95	~ 1.2		(0.046)	(0.037)	0.062	0.057	0.064	
		南アルプス	12	1.1	0.89	~ 1.4		(0.065)	(0.054)	0.080	0.066	0.089	
		東山梨	12	1.1	0.97	~ 1.4		(0.072)	(0.071)	0.10	0.076	0.087	
11	トルエン	甲府市役所自排	12	0.082	0.040	~ 0.26	-	0.057	0.033	0.075	0.049	0.062	5.3
		国母自排	12	0.11	0.067	~ 0.31		0.091	0.055	0.11	0.091	0.11	
		甲府穴切(R4~)	12	5.5	2.2								

NO.	測定項目	測定局名	測定回数	令和6年度測定結果			環境基準等	過去の測定結果					全国結果		
				測定値 (年平均)	濃度範囲			R5年度	R4年度	R3年度	R2年度	R1年度			
					最小	最大									
12	水銀及びその化合物	甲府穴切(R4~)	12	1.4	0.99	~ 1.7	40*	1.4	1.4	1.3	1.5	1.6	1.7		
		吉田	12	1.4	0.99	~ 1.6		1.3	1.3	1.6	1.4	1.5			
13	ニッケル化合物	甲府穴切(R4~)	12	0.76	0.36	~ 1.4	25*	0.82	0.90	0.81	0.53	0.40	2.5		
		吉田	12	0.88	0.44	~ 1.6		0.69	0.59	1.7	0.56	0.41			
14	ヒ素及びその化合物	甲府穴切(R4~)	12	0.38	0.075	~ 1.3	6*	0.39	0.25	0.28	0.16	0.14	1.2		
		吉田	12	0.44	0.072	~ 1.2		0.39	0.19	0.57	0.12	0.15			
15	マンガン及びその化合物	甲府穴切(R4~)	12	4.9	1.6	~ 12	140*	7.5	5.2	5.8	3.3	3.0	20		
		吉田	12	5.6	1.3	~ 14		7.3	4.8	14	2.8	3.5			
16	アセトアルデヒド	甲府穴切(R4~)	12	2.0	0.81	~ 3.6	120*	2.1	1.7	2.2	1.7	2.0	2.1		
		吉田	12	1.4	0.59	~ 2.8		1.1	1.0	1.5	1.1	1.3			
		甲府市役所自排	12	2.1	0.96	~ 3.8		2.1	1.8	2.2	1.8	2.1			
		国母自排	12	2.2	1.1	~ 3.6		2.1	1.9	2.2	1.9	2.2			
17	クロム及び三価クロム化合物	甲府穴切(R4~)	12	0.82	0.45	~ 1.7	-	—	—	—	—	—	—		
		吉田	12	0.66	0.2	~ 1.7		—	—	—	—	—			
18	六価クロム化合物	甲府穴切(R4~)	12	0.11	0.035	~ 0.20	-	—	—	—	—	—	—		
		吉田	12	0.11	<0.007	~ 0.32		—	—	—	—	—			
—	クロム及びその化合物	甲府穴切(R4~)	12	—	—	~ —	-	0.99	1.3	1.1	0.63	0.41	4.0		
		吉田	12	—	—	~ —		0.73	0.66	2.1	0.54	0.41			
19	酸化エチレン	甲府穴切(R4~)	12	0.057	0.029	~ 0.097	-	0.062	0.059	0.069	0.070	0.078	0.075		
		吉田	12	0.047	0.024	~ 0.087		0.048	0.039	0.060	0.061	0.061			
20	ペリウム及びその化合物	甲府穴切(R4~)	12	0.0031	(0.0007)	~ 0.0066	-	0.0061	0.0037	0.0055	(0.0037)	(0.0026)	0.019		
		吉田	12	0.0033	<0.0006	~ 0.0082		0.0061	(0.0034)	0.014	(0.0024)	(0.0023)			
21	ベンゾ[a]ビレン	甲府穴切(R4~)	12	0.052	0.0086	~ 0.22	-	0.092	0.079	0.12	0.040	0.056	0.13		
		吉田	12	0.051	0.0074	~ 0.14		0.049	0.048	0.035	0.041	0.069			
		甲府市役所自排	12	0.062	0.014	~ 0.22		0.084	0.071	0.14	0.053	0.068			
		国母自排	12	0.098	0.024	~ 0.24		0.15	0.10	0.18	0.080	0.12			
22	ホルムアルデヒド	甲府穴切(R4~)	12	2.5	0.95	~ 5.2	-	2.6	2.2	2.7	2.3	2.4	2.5		
		吉田	12	2.1	0.81	~ 5.4		1.8	1.6	1.9	1.5	1.6			
		甲府市役所自排	12	3.2	1.2	~ 7.3		2.9	2.3	2.8	2.5	2.6			
		国母自排	12	2.9	1.3	~ 6.3		2.7	2.4	2.6	2.4	2.7			

① ()内は定量下限値未満、()は検出下限値未満、*は指針値であることを示す。

* 指針値：環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るために指針となる数値であって、現に行われている大気モニタリングの評価にあたっての指標や事業者による排出抑制努力の指標としての機能を果たすことが期待されるものです。

② 平均値の欄には、当該地点における複数回の測定結果の算術平均値を記載した。

③ 検出下限値未満のデータが存在する場合には、当該検出下限値に1/2を乗じて得られた値を用いて平均値を算出した。

④ 令和6年度から、「クロム及びその化合物」は、「クロム及び三価クロム化合物」・「六価クロム化合物」として測定している。

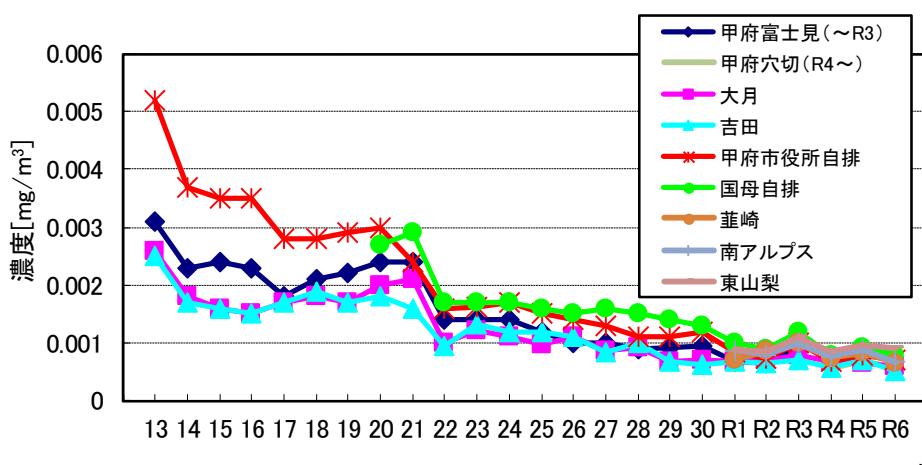


図11 ベンゼン濃度の年平均値の経年変化 年度

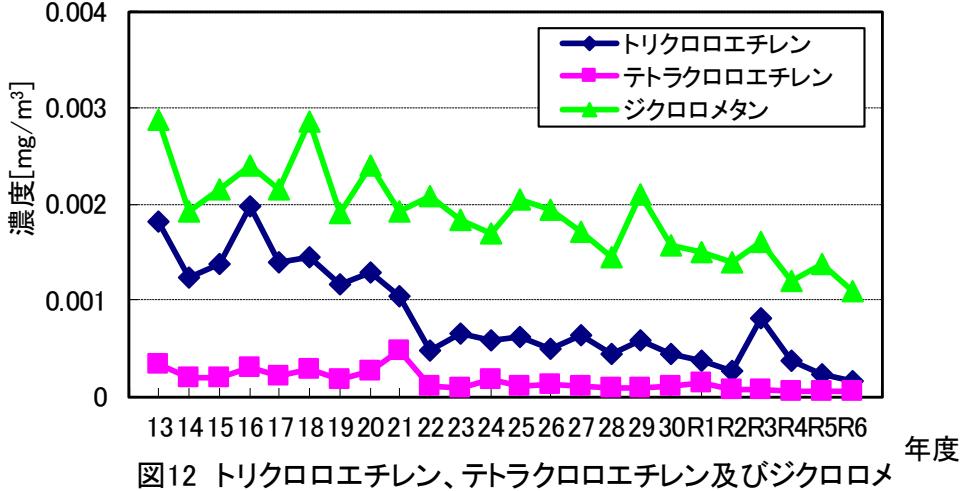


図12 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの年平均値の経年変化

⑧ 令和6年度ダイオキシン類の測定結果

単位: pg-TEQ/m³

No.	調査地点	採取期間	測定結果	調査地点別年平均値	県内年平均値	環境基準
1	県立甲府昭和高校	R6.5.21～5.28	0.0057	0.018	0.017	0.6以下
		R6.8.20～8.27	0.012			
		R6.11.21～11.28	0.044			
		R7.1.15～1.22	0.010			
2	南巨摩合同庁舎	R6.5.21～5.28	0.0071	0.015	0.017	0.6以下
		R6.8.20～8.27	0.030			
		R6.11.21～11.28	0.017			
		R7.1.15～1.22	0.0073			

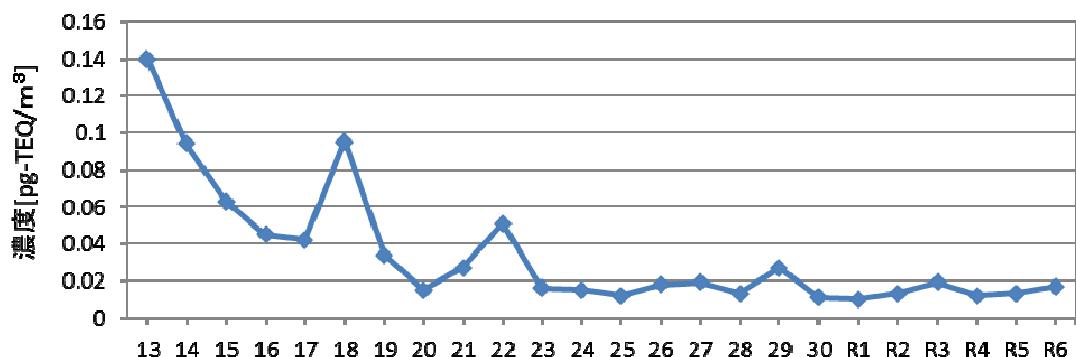


図13 ダイオキシン類の県内年平均値の経年変化